

松江の芸能 一神楽と盆踊りー

平成28年3月12日 永井 猛（民俗部会）

I、松江の神楽

1、佐陀神能（佐太神社、鹿島町）

佐太神社の御座替祭に奉納される「七座神事」「式三番」「神能」の3つの総称。

9月24日…七座神事（7つの神事舞）

9月25日…七座神事のうち1つ、神能（神の登場する神楽能）数番

※昭和51年 国指定重要無形民俗文化財 平成23年 ユネスコ無形文化遺産

（1）七座神事

①七座神事の種類

剣舞（けんまい）…剣で邪悪なものを祓い浄める4人舞。

散供（さんく、さんぐう）…榊を手にして斎場を浄める1人舞。

御座（ござ）…神座に敷く莫菴を浄める1人舞。

清目（きよめ）…幣を振って斎場を浄める1人舞。

勧請（かんじょう）…幣を手に神の降臨を願う1人舞。

八乙女（やおとめ）…降臨した神を鎮める巫女2人の舞。

手草（たぐさ）…鈴と榊を手に神を鎮める2人の舞。

②室町時代の記録

・永正9年（1512）

佐陀神社では、8月24日に島根郡と秋鹿郡の神職が「御座之祭」を、25日には楯縫郡・意宇郡・東島根郡の神職が「神法楽祭」を執行した。

（佐陀社頭覚書断簡『松江市史 史料編4 中世Ⅱ』史料783）

・天文3年（1534）

大垣町の内神社の記録に、8月24日・25日に「御座替御祭礼」があり、「七座神事」を執行したとある。（足高大明神縁起写『松江市史 史料編4 中世Ⅱ』史料860）

③佐陀神能の担い手

明治以前…佐陀神社の触下三郡半（秋鹿郡・島根郡・楯縫郡と意宇郡の西半分）の神社の神官・巫女によって奉納。

明治時代…神社制度の改革により三郡半の奉仕がなくなり、神主の神能演舞が禁止。旧神職によって継承。

大正8年…佐太神社古伝神事保存協会が結成され、その中の神能部で継承。この神能部が後に佐陀神能保存会となる。

（2）「式三番」

①「式三番」・神能の始まり

・近世初期 [慶長（1596～1615）ごろか]

佐陀神社の神楽の司であった宮川秀行が、京都から猿楽（能楽、能・狂言）を学んで帰り、同じ神楽の司であった幡垣正綱とともに、猿楽の様式を神楽に導入して、「神能」を作ったと伝承されている。

- ・寛永16年(1639)

佐陀神社の下遷宮の記録に「神能五番」、参加者に「猿楽太夫」とあって、本職の直接の指導が考えられる。

②「式三番」について

能楽(能・狂言)の〈翁おきな〉の古称。白式尉はくしきじょうという白い翁面をつけた翁の舞。
天下泰平・国土安穩・五穀豊穰を祈る舞。

③「式三番」の内容

- ・千歳せんさいが面箱を持って登場。
- ・直面の翁役が登場して着座すると、面箱を前に置く。
- ・千歳の舞。その間に、翁役は面をつける。
- ・翁の舞。
- ・舞い終わって面をはずし、千歳に手渡す。
- ・翁退場。千歳は面箱を持って退場。

④能〈翁〉との関係

- ・「式三番」では、能楽と同じように大鼓・小鼓・笛が使われる。長胴太鼓は使われない。
- ・地謡がつき、役名が「シテ」「地謡」と能楽と同じ。
- ・古い「式三番」の三番叟の詞章(中川本)が、寛永10年(1633)刊の『式三番』と重なるところがあり、近世初頭の成立を裏付ける。
- ・能〈翁〉と構成は重なるが、謡い方、所作等は独自。所作は能より力強い。
- ・能〈翁〉では翁の後、三番叟の舞があるが、佐陀神能では現在演じられていない。

(3) 神能(神の登場する物語性のある神楽能)

①「神能」の演目

「大社(おおやしろ)」、「真切雲(まきりめ)」、「恵比寿」、「八幡(やわた)」、「日本武(やまとだけ)」、「磐戸(いわと)」、「三韓」、「武甕槌(たけみかづち)」、「八重垣」(「住吉」、「荒神」、「厳島」の3番は現在演じられていない。)

番外演目:「山神祭(さんじんさい)」、「国譲(こくじょう)」

※「山神祭」は明治初年に大原神楽を改作したものという。

「国譲」は、大正初年に「武甕槌」を改作したものという。

②佐陀神能「大社(おおやしろ)」の内容

- ・帝の臣下が佐陀の社に参詣する。
- ・年老いた宮人が現れ、佐陀大社の縁起を話し、姿を消す。
- ・御殿が振動し、金色の光さす佐陀の大神が現れ、舞を舞う。
- ・龍神が箱を持って現れ、大神に箱の中の「五色の美蛇」を献上し、帰って行く。
- ・大神も「八百万の神の父母、我ぞ」と言って御殿に入る。

③能〈大社〉との関係

- ・能〈大社〉は観世弥次郎長俊(ワキ方。1488?~1541?)作。
- ・能〈大社〉の舞台は出雲大社、出現する神は大己貴命おおなむちのみこと、龍神は黄金の箱に入れた小竜を献上する。

- ・佐陀神能の台本には「次第」「道行」「一声」「サシ」「クセ」「待謡」「出羽」、「シテ」「ワキ」など、能の用語が使われている。
- ・能〈大蛇〉の舞台を佐陀大社にし、それにふさわしい内容としている。構成は同じだが、詞章等は独自。能は従臣とか天女が出るが、佐陀神能は登場人物も少なく簡略化されている。

④佐陀神能「八重垣」の内容

- ・素盞鳴尊すさのおのみことに仕える臣下やまとのおろちが登場し、素盞鳴尊あしなづちが脚摩槌てなづち、手摩槌くしなだひめの娘の櫛稲田姫くしなだひめを八岐大蛇から守るために八重の垣根を結び、姫をその中に移すことを語る。
- ・臣下が櫛稲田姫を八重垣の中に導く。
- ・素盞鳴尊が登場して、自分に至る神々のことを語り、舞を舞う。
- ・素盞鳴尊と臣下は毒酒を用意して、八岐大蛇を待つ。
- ・八岐大蛇が登場し、毒酒を飲んで酔いつぶれる。
- ・臣下が八岐大蛇に鉾で突きかかり、素盞鳴尊がとどめを刺す。
- ・大蛇の尾から天叢雲劔が出てくる。

⑤能〈大蛇〉との関係

- ・能〈大蛇〉は観世小次郎信光（囃子方。1450～1516）作。
- ・能〈大蛇〉では、素盞鳴尊は従者たちを従えて新羅の国から出雲の国に到着する。そこで泣き嘆く脚摩槌、手摩槌、櫛稲田姫に会う。八艘の酒船を簸の川に浮かべ、姫の姿をうつして大蛇を待つ。大蛇が酒船に映る姫の影を呑もうと船に頭を落とし入れ、酔い伏すところを、尊が斬りかかる。
- ・能〈大蛇〉の大蛇は、黒髭の面に赤頭、龍戴の立ち姿である。
- ・佐陀神能（亀尾神能も）の大蛇も鱗模様の衣装を着て両手に櫛を持って立って舞う。これから「立ち大蛇」と通称される。16の目のある赤い鬼面をつけている。

2、亀尾神能かめおしのう（持田神社、西持田町）

- ・江戸時代、佐陀神能を演じた持田神社の神主が中心となって亀尾地区に伝承された神楽。
- ・江戸時代の文政7年（1824）の年記のある神楽面が7面伝来している。
- ・持田神社の例大祭で奉納される。
4月24日…七座神事から数種。 神能から数番。

（1）七座神事

- ・佐陀神能と同じだが、「八乙女」は現在舞われていない。

（2）式三番

- ・遷宮祝いなどの特別な時のみ。
- ・現在、佐陀神能では翁の舞だけだが、亀尾神能では三番叟の舞も舞われることがある。直面の三番叟の舞と「黒式尉くしきじょう」という黒い翁面をつけた舞である。
- ・構成は能〈翁〉と同じだが、最後に「ひょっとこ」が出て、黒い翁面をつけた三番叟を腰から抱き上げて入る。

※旧大原郡（現雲南市の一部。旧大東町・加茂町・木次町）の神職によって舞われる大原神職神楽を初め出雲神楽では子供が三番叟を演じ、最後にチャリ（道化役）等が抱いたり、背負ったりして入る演出が見られる。

亀尾神能も、かつては子供で演じたこともあったという。

(3) 神 能

「大社」、「切目（佐陀神能：真切曇）」、「恵比寿」、「八幡」、「日本武（やまとたける）（佐陀神能：やまとだけ）」、「岩戸（佐陀神能；磐戸）」、「三韓」、「国譲（くにゆずり）（佐陀神能番外：こくじょう）」、「山神祭（佐陀神能では番外）」、「八重垣」

①亀尾神能「国譲」

内容的には大己貴命の国譲りの話で、佐陀神能「武甕槌」と同じだが、ふつぬしのかみ経津主神も登場する。

②亀尾神能「山神祭」

春日明神が岩戸の前の湯立て神事に使うおおやまつみのみこと櫛を、大山祇命の山から無断で持ち去ろうとしてとがめられるが、相手が春日明神と分かって櫛を渡す。春日明神はお礼に悪魔払いの剣を贈る。大山祇命は剣を手に悪魔退散の舞いを舞う。この舞は「悪切祈祷」と称して独立して舞われることが多い。

3、宍道神楽神楽会（氷川神社、宍道町）

- ・太平洋戦争後、氷川神社（宍道町）の氏子たちによって開始。大原神職神楽の系統。「式三番」は行われていない。
- ・神楽面は木彫りで、一部は会員の手作りである。
- ・氷川神社（宍道町）の例祭で奉納される。（御仮殿の横の仮舞台）
7月27日…七座神事「清め」。

神楽能：3番（最初に「山神祭」、最後に「簸の川大蛇退治」）

(1) 七座神事

「清め」だけが舞われる。

(2) 神楽能

「山神祭」、「茅の輪（ちのわ）」、「天神記」、「日本武（やまとだけ）」、「国譲（くにゆずり）」、「簸の川大蛇退治」、「田村」（「五行（ごぎょう）」「三韓」「畝火山（うねびやま）」は現在演じられていない。）

①宍道神楽「山神祭」

亀尾神能では、大山祇命のところからあめのこやねのみこと櫛をとっていくのが春日明神になっているが、大原神職神楽と同じく天児屋根命になっている。

② 宍道神楽「簸の川大蛇退治」

- ・佐陀神能・亀尾神能「八重垣」と同じ内容だが、臣下は出ず、櫛稲田姫と共に脚摩槌、手摩槌が出る。
- ・大蛇は、鼻の突き出た二本角の蛇頭をかぶり、両手に櫛を持ち、背中から後ろに長い尾を引く、両手両足のある独特な形である。大原神職神楽と同じで、「トカゲ蛇」と通称される。かつては、出雲神楽のほとんどがトカゲ蛇であったが、「ちようちん提灯蛇じやちう」が多くなり、トカゲ蛇は逆に貴重な存在になってきている。

Ⅱ、松江の盆踊り

1、松江城下の盆踊り

(1) 小泉八雲 (ラフカディオ・ハーン) 『知られぬ日本の面影』 (明治27年)

松江城築城の時、踊り好きの美しい娘が人柱にされ、城が完成後、若い娘が踊るたびに城が揺れるので、娘たちは踊ってはならぬとの禁令が出された。

(「神々の国の首都」)

(2) 『松江八百八町 町内物語 白濁の巻』 (昭和30年刊) p259

江戸時代には風俗を乱すとあって取り締まりが行われたこともあったが、それでも社寺の境内やあちこちの広場で老若男女が踊り明かしたものである。踊り疲れれば社殿の軒下や樹根を枕に横になり、覚めればまた踊りに加わって時々巡回する捕り方の目をごまかしながら踊り明かしたものである。(中略) 藩財政が苦しくなったのと鷹狩りの餌となる鳥類がいなくなるのを恐れて厳しく取り締まられていた。今では白濁としては盆踊りはやらない。

(3) 新屋太助の日記 (松江の豪商・新屋^{あたらしや}の和多見支店に仕えていた太助の日記。信楽寺蔵「大保恵^{おほえ}日記」等)

・嘉永5年(1852) 7月15日

今夜近所は夜明し、新屋前にて踊りも永く夜明け迄有之、賑々敷。

・嘉永6年(1853) 7月15日

例年和多見町内杯は今晚夜明しとて、若者共夜中踊りなどする。尤、踊りは御法度なれば、忍々に踊るを追はれて、きよ夜更見に出、本家々前にてこけたる由。

・嘉永7年(1854) 7月16日 (15日夜は大雨)

当年は踊り大流行、暮々より踊り、追はれ止ては踊り／＼して、今夜深更に及び、大に踊る。夜八つ時分より夜明る迄灘丁本家の前両側にて踊り、人数五百人と云、古今稀なる踊りはやる。私も夜七ツ比見物する。

・同年閏7月14日

今晚四ツすぎより、余りよき月夜にて灘町にて踊る。私も見物する。

・同年閏7月15日

閏月なれ共、盆の心得にて夥敷踊り夜明し、前代未聞の大さわぎ、老若無差別。

・同年閏7月16日

和多見は夜分踊り流行、おみや宵の口見に出、追れて怪我する。

夜更て他町より踊子入込、今晚も夜明し致たる由、私深更に及び見物する。

・同年閏7月17日

今晚も亦々踊有て、大勢の人月夜をザ[虫損]／＼と賑々敷事共也。(中略)

私も魚瀬屋の前迄尋に出、忤政二[郎]と咄し致、踊りの中、気を付居たる所に、針屋善助、大黒屋捨[虫損]郎と兩人提燈にて出て、「此所にて踊事不相成。」と申す。踊子共目明し・道心衆と心得、八方へ乱れける故、私此時横にこけたるを政

二郎は私を引起さんとて同じくこけて足に疵付く。政二郎も疵付く。誠に不意の怪我いたしけれ共、運宜敷、格別の事にては無之。是仏神の御影と心中に喜ぶ。

(4) 踊りの禁令

- ・天明8年(1788) 2月

おどり・辻相撲停止に付て、追々厳敷相制し候上は格別に可相慎筈と候得共、若心得違、此上猶不相守は捕違之無構、召捕差出候様に申付候条、此旨急度可心得候。
(売布神社文書「諸事御触之控」)

- ・天保11年(1840) 7月11日

踊は兼て御停止之事に候へば、改て申渡にも不及候へども、踊相催之儀、堅く不相成旨町中へも急度申渡置候。若、心得違社中等におみて踊相催候はゞ厳敷御制し可被成
(売布神社文書「御社公私有諸事留帳」)

※明治6年(1873)「旧暦盂蘭盆会仏祭の妨害となる者の盆踊りを禁止」(『島根県史料』)

2、松江の盆踊り歌

(1) 『松江八百八町 町内物語』より

- ・『松江八百八町 町内物語 白濁の巻』(昭和30年刊) p259

中央に音頭やぐらを設けたり、小太鼓、三味線を使用したりしてにぎやかになったのは幕末、町人が勢力をもつようになってからである。

(売布神社の境内で「古大寺」「神立」「甚句」が歌われた。)

- ・『松江八百八町 町内物語 末次の巻』(昭和31年刊) p83-84

出雲でも各村ごとに踊りも違い、唄も違っている。八木節とか、ヤンハトナイの掛け声はこの松江にはなかったものである。

その松江も盆踊りといえは百姓町と相場が決まっていた。(中略) 百姓町での踊りは独特の「縄手踊り」と称するもので、狭い百姓町筋の両側にずらりと並んで、前へばかり手をあげるだけの一風変わったものだった。町が狭いがために自然にそんな形になったのだと古老はいつている。(中略)

盆踊り唄ははじめは「古大寺節」「神立節」ばかりで安来節を唄い始めたのはずっと後になってからである。

(2) 盆踊り歌の種類

☆ 7 7 7 5 音の短詩形 「こだいじ(古大寺)」「神立」「甚句」
「茶町」
「安来節」「関の五本松」「しげさ節」など

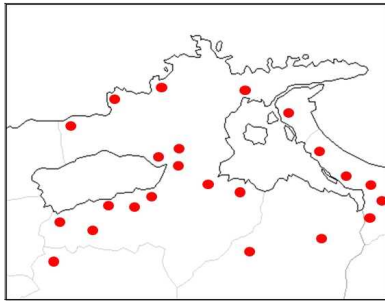
☆ 7 7 7 7 調、7 5 7 5 調の長詩形 (「くどき」と呼ばれる)

ヤンハトナー系 … 「本踊り」「山くずし」「かんど」「出雲音頭」など

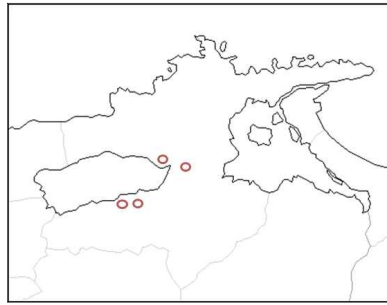
ヨーイ、ヨーイ、ヨーイヤナー系 … 「平踊り」「七夕」

「えっさんほい(とろり、ヨーホイ)」など

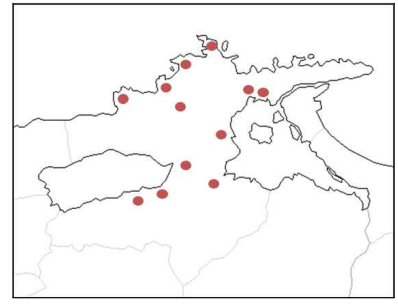
※歌の内容から「八百屋お七」「石童丸」「静三くどき」などとも呼ばれる。



①こだいじ踊り分布図



②神立分布図



③甚句踊り分布図

①こだいじ（7 7 7 5 音の短詩形）

◎『松江八百八町 町内物語 末次の巻』（昭和31年刊）p83

ハアそろたもヨーエそろたーエー 踊り子がそーろーたーアン
稲のナー出穂よりーヨーイ まだササそろウたー （古大寺節）

※「こだいじ節」は、江戸時代の天明（1781～1789）頃に新潟県を発祥として全国的に流行した「新保広大寺節」が広まったもの。

◎こだいじ踊り（宍道町町部盆踊り 平成23年）

安芸のナーアーアー宮島 回れば七里（ア、スタコラサッサイ）
浦は七浦ナー セヤー恵比寿ナーハーヨー（チョイチョイ）

空のナーアーヤー星さえ 夜遊びなさる（ア、スタコラサッサイ）
娘夜遊びナー 無理ヤーはないナーハーヨー（チョイチョイ）

※ 宍道町の「町部盆踊り」では、「こだいじ踊り」のほかに「エッサンホイ（とろり、ヨーホイ）」「縄手踊り」が踊られる。「縄手踊り」は3つの踊りの中で一番簡単な踊りで、「安来節」「関の五本松」「しげさ節」などの歌で踊られる。

②神立（7 7 7 5 音の短詩形）

◎『松江八百八町 町内物語 白潟の巻』（昭和30年刊）p259

神立ヨー神門の 神立なれど 今は武志で 住まひする

◎神立（玉湯町玉造 平成23年）

盆がくりゃこそー 踊らか跳によか（コリャコリャサーイ）
あさぎナーかたびら ハーヨーサナー はげるまで（ハイショ ハイハイ）

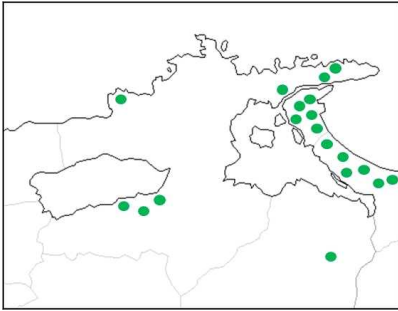
③甚句（7 7 7 5 音の短詩形）

◎『松江八百八町 町内物語 白潟の巻』（昭和30年刊）p260

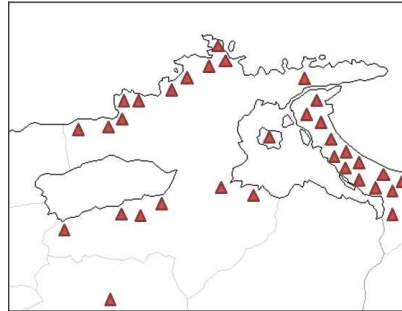
甚句踊らば しなよに踊れ 品の良いのが 此方の嫁

◎甚句踊り（島根町大芦 平成22年）

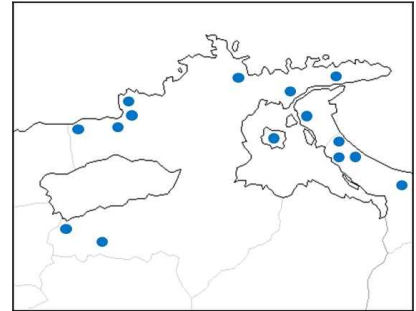
甚句ナー踊らば 品よく踊れ チョーイ チョイ
品のナー良い娘は ホンマニ こちの嫁 チョーイ チョイ



④茶町踊り分布図



⑤ヤンハトナー系盆踊り分布図



⑥ヨーイヨーイヨーイヤナ系分布図

④茶町 (7 7 7 5 音の短詩形)

◎茶町踊り (玉湯町玉造 平成23年)

茶町ナー通いすりゃ (ハイ) 駒がのうてならぬヨー (ハイハイ)
 買ってナー乗りゃんせ ヤンサー かーげの駒ヨー (ハイサ ハイハイ)

⑤ヤンハトナー系盆踊り歌 (7 7 7 7 調、7 5 7 5 調の長詩形)

◎「八百屋お七」 (八束町 平成25年)

アラ ヤンハトナー ヤンハトナー
 アーもとの吉三に いろいろと (アラ ドッコイ) 逢うて語るが うれしさよ
 アラ ヤンハトナー ヤンハトナー
 アー一把の藁に 火をつけて (アラ マイマイ) 放り上げたる ばかりにて

※ ヤンハトナー系盆踊りは広く踊られている。

「荒茅音頭」とも言われ、出雲市荒茅町の盆踊りが広まったもの。

「山崩し」とも、「山尽くし」とも。

鳥取県の弓ヶ浜半島では、明治の頃、出雲の神門あたりから養蚕とか綿摘みの手伝いに来た人たちによって伝えられ、「かんど踊り」と言われている。

「かんど踊り」は、昭和33年に「出雲音頭」と命名されてレコード化。

⑥ヨーイ、ヨーイ、ヨーイヤナ系盆踊り歌 (7 7 7 7 調、7 5 7 5 調の長詩形)

◎「静三くどき」 (八束町 平成25年)

ハー ヨーイ ヨーイ ヨーイヤナー なんの仰せも ただ「はいはい」と
 (アラ、コレワイセー) そこで静三は 支度にかかり
 ハー ヨーイ ヨーイ ヨーイヤナー 紺の股引 大津の脚絆
 (アラ、コレワイセー) 笠に甲掛け 紙緒の草履

※ ヨーイ、ヨーイ、ヨーイヤナ系盆踊りについて、美保関町福浦の伝承では、江戸時代に松江藩の藩米を大坂の蔵屋敷に運んだ水夫によって伝えられたもので、「兵庫音頭」だと言われている。福浦には、「那須与一 (扇的的)」「海老屋の甚九」が伝えられていた。
 (『出雲中海沿岸地域の民俗』昭和46年)

※「播州音頭」の中に「ヨーイヨーイ ヨイトマカセ」などの囃子言葉がある。